資料2

令和８年度　春日井市水防計画（案）
新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	備考
2	10	3　水防組織にかかる人員配置一覧 （修正前）	3　水防組織にかかる人員配置一覧 （修正後）	組織改正等に伴う修正

（修正前）

		本部長	副本部長	部長	消防署長・副消防長	所消防出張	課長	課長補佐	主査	他の従事者	団長	副団長	分団長	副分団長	消防団員	合計
本部	部員	1	3	15	2	5	54	107	254	392						833
	消防補助員									230						230
	小計	1	3	15	2	5	54	107	254	622						1063
消防団	団本部										1	2			18	21
	第１分団												1	1	16	18
	第２分団												1	1	13	15
	第３分団												1	1	12	14
	第４分団												1	1	12	14
	第５分団												1	1	15	17
	第６分団												1	1	16	18
	小計										1	2	6	6	102	117
合計		1	3	15	2	5	54	107	254	622	1	2	6	6	102	1180

（修正後）

		本部長	副本部長	部長	消防署長・副消防長	所消防出張	課長	課長補佐	主査	他の従事者	団長	副団長	分団長	副分団長	消防団員	合計
本部	部員	1	3	15	2	5	59	121	253	397						856
	消防補助員									230						230
	小計	1	3	15	2	5	59	121	253	627						1086
消防団	団本部										1	2			18	21
	第１分団												1	1	22	24
	第２分団												1	1	13	15
	第３分団												1	1	18	20
	第４分団												1	1	11	13
	第５分団												1	1	14	16
	第６分団												1	1	17	19
	小計										1	2	6	6	113	128
合計		1	3	15	2	5	59	121	253	627	1	2	6	6	113	1214

頁	行	修正前	修正後	備考
4	40	5　水防配備態勢 **大雨注意報**又は**洪水注意報**が発表されたとき、若しくは庄内川又は八田川に水防警報（準備）の発表があったときは、直ちに水防配備態勢に入るものとする（災害警戒本部又は災害対策本部の設置に至らない場合）。	5　水防配備態勢 **レベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報**又は**レベル２氾濫注意報**が発表されたとき、若しくは庄内川又は八田川に水防警報（準備）の発表があったときは、直ちに水防配備態勢に入るものとする（災害警戒本部又は災害対策本部の設置に至らない場合）。	防災気象情報変更を踏まえた修正

頁	行	修正前	修正後	備考
5	1	水防本部の水防配備態勢の種類及び時期 警戒本部 第1次態勢：1次当番者　3名（指定11課※の管理職1名及び指定11課を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。 第2次態勢：2次当番者　9名（1次当番者に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。 対策本部 水防初動態勢：・部長全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部は管理職の3分の1、補佐職・主査職の3分の1 ・救護福祉部の各課は管理職1名、主査職以下1名、状況により職員数を判断 ・消防公安部は非常招集に基づく招集者 ・その他の課は、各課管理職1名 ・消防補助員避難所班全指定一般避難所2名、土のう班当番2分隊の全員、技術部等所属班は指定職員、本部補助班当番1分隊の全員 水防第1次非常配備態勢：・部長及び統括担当者全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・消防公安部は非常招集に基づく招集者 ・その他の各課は、原則補佐職・主査職の半数 ・消防補助員避難所班全指定一般避難所2名、土のう班当番2分隊の全員、技術部等所属班は指定職員、本部補助班当番1分隊の全員、その他消防補助員は状況により招集 水防第2次非常配備態勢：・部長及び統括担当者全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・その他の各課は全職員のおおむね半数 ・消防公安部は非常招集に基づく招集態勢 ・消防補助員避難所班全指定一般避難所2名、土のう班当番2分隊の全員、技術部等所属班は指定職員、本部補助班当番1分隊の全員、その他消防補助員は状況により招集 配備時期 第1次態勢：春日井市に**大雨注意報**又は**洪水注意報**が発表されたとき。 （略） 水防初動態勢：春日井市に**大雨警報（浸水害・土砂災害）**又は**洪水警報**が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。 水防第2次非常配備態勢：春日井市に**大雨特別警報**が発表されたとき。 （略）	水防本部の水防配備態勢の種類及び時期 警戒本部 第1次態勢：1次当番者　3名（指定11課※の管理職1名及び指定11課を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。 第2次態勢：2次当番者　9名（1次当番者に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。 対策本部 水防初動態勢：・部長全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部は管理職の3分の1、補佐職・主査職の3分の1 ・救護福祉部の各課は管理職1名、主査職以下1名、状況により職員数を判断 ・消防公安部は非常招集に基づく招集者 ・その他の課は、各課管理職1名 ・消防補助員避難所班全指定一般避難所2名、土のう班当番2分隊の全員、技術部等所属班は指定職員、本部補助班当番1分隊の全員 水防第1次非常配備態勢：・部長及び統括担当者**及び指導主事（課長職）**全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・消防公安部は非常招集に基づく招集者 ・その他の各課は、原則補佐職・主査職の半数 ・消防補助員避難所班全指定一般避難所2名、土のう班当番2分隊の全員、技術部等所属班は指定職員、本部補助班当番1分隊の全員、その他消防補助員は状況により招集 水防第2次非常配備態勢：・部長及び統括担当者**及び指導主事（課長職）**全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・その他の各課は全職員のおおむね半数 ・消防公安部は非常招集に基づく招集態勢 ・消防補助員避難所班全指定一般避難所2名、土のう班当番2分隊の全員、技術部等所属班は指定職員、本部補助班当番1分隊の全員、その他消防補助員は状況により招集 配備時期 第1次態勢：春日井市に**レベル2大雨注意報**又は**レベル2土砂災害注意報、レベル2氾濫注意報**が発表されたとき。 （略） 水防初動態勢：春日井市に**レベル3大雨警報**又は**レベル3氾濫警報**が発表されたとき。 庄内川または八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。 水防第1次非常配備態勢：**春日井市にレベル3土砂災害警報が発表されたとき。** **レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報又はレベル4氾濫危険警報又はが発表されたとき。** **水防本部が必要と判断したとき。** 水防第2次非常配備態勢：春日井市に**レベル5大雨特別警報**又は**レベル5土砂災害特別警報、レベル5氾濫特別警報**が発表されたとき。 （略）	防災気象情報変更を踏まえた修正

頁	行	修正前	正後	備考
6	3	1 水防資器材総括表 水防倉庫　棟数　５棟	1 水防資器材総括表 水防倉庫　棟数　５棟	
6	5	備蓄資材・器材 / 追進 / 熊野 / 穴橋 / 上田楽 / 花長 / 計 土のう袋 (袋) / 9,100 / 4,800 / 1,700 / 7,000 / 500 / 23,100 (袋) ビニールシート (枚) / 61 / 60 / 123 / 50 / 5 / 299 (枚) スコップ(剣) (丁) / 62 / 46 / 28 / 28 / 1 / 165 (丁) スコップ(角) (丁) / 21 / 35 / 27 / 10 / 0 / 93 (丁) たこづち (丁) / 1 / 4 / 2 / 0 / 1 / 8 (丁) かけや (丁) / 4 / 10 / 18 / 3 / 1 / 36 (丁) 縄 (巻) / 1 / 3 / 0 / 2 / 4 / 10 (巻) 番線(200本入) (箱) / 3 / 2 / 1 / 1 / 0 / 9 (箱) のこぎり (丁) / 1 / 3 / 5 / 2 / 1 / 12 (丁) おの (丁) / 1 / 1 / 4 / 0 / 1 / 7 (丁) ペンチ (丁) / 2 / 3 / 7 / 1 / 0 / 13 (丁) なた・かま (丁) / 8 / 3 / 17 / 0 / 1 / 29 (丁) バール (本) / 1 / 0 / 3 / 0 / 0 / 4 (本) つるはし (丁) / 9 / 9 / 3 / 10 / 0 / 31 (丁) クリッパー (枚) / 1 / 1 / 4 / 1 / 1 / 8 (枚) 杭　木 (本) / 190 / 0 / 45 / 28 / 0 / 263 (本) 照 明 具 (台) / 0 / 3 / 4 / 1 / 0 / 8 (台) 発 電 機 (台) / 1 / 3 / 0 / 0 / 0 / 4 (台) トラロープ (巻) / 1 / 1 / 3 / 0 / 0 / 5 (巻) エンジンポンプ (台) / 2 / 7 / 0 / 3 / 0 / 12 (台)	備蓄資材・器材 / 追進 / 熊野 / 穴橋 / 上田楽 / 花長 / 計 土のう袋 (袋) / 8,000 / 4,800 / 1,700 / 7,000 / 500 / 22,000 (袋) ビニールシート (枚) / 61 / 60 / 123 / 50 / 5 / 299 (枚) スコップ(剣) (丁) / 62 / 46 / 28 / 28 / 1 / 165 (丁) スコップ(角) (丁) / 21 / 35 / 27 / 10 / 0 / 93 (丁) たこづち (丁) / 1 / 4 / 2 / 0 / 1 / 8 (丁) かけや (丁) / 4 / 10 / 18 / 3 / 1 / 36 (丁) 縄 (巻) / 1 / 3 / 0 / 2 / 4 / 10 (巻) 番線(200本入) (箱) / 3 / 2 / 1 / 1 / 0 / 9 (箱) のこぎり (丁) / 1 / 3 / 5 / 2 / 1 / 12 (丁) おの (丁) / 1 / 1 / 4 / 0 / 1 / 7 (丁) ペンチ (丁) / 2 / 3 / 7 / 1 / 0 / 13 (丁) なた・かま (丁) / 8 / 3 / 17 / 0 / 1 / 29 (丁) バール (本) / 1 / 0 / 3 / 0 / 0 / 4 (本) つるはし (丁) / 9 / 9 / 3 / 10 / 0 / 31 (丁) クリッパー (枚) / 1 / 1 / 4 / 1 / 1 / 8 (枚) 杭　木 (本) / 190 / 0 / 45 / 28 / 0 / 263 (本) 照 明 具 (台) / 0 / 3 / 4 / 1 / 0 / 8 (台) 発 電 機 (台) / 1 / 3 / 0 / 0 / 0 / 4 (台) トラロープ (巻) / 1 / 1 / 3 / 0 / 0 / 5 (巻) エンジンポンプ (台) / 2 / 7 / 0 / 3 / 0 / 12 (台)	資材の見直し

頁	行	修正前	修正後	備考
13	18			

修正前

147	庄内川	桜佐排水樋管	桜佐町	春日井市	〃	木製フラップゲート
148	〃	神明上条用水取水樋管	熊野町	上条用水土地改良区	産業部長	電動スルースゲート
149	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水土地改良区	〃	手動巻上
150	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水土地改良区	〃	手動巻上
151	内津川	上条桜佐樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動スライドゲート
152	新木津用水	樋門	大手町	木津用水土地改良区	〃	鋼製電動スルースゲート
153	〃	高山制水門	朝宮町	〃	〃	中央電動式（鋼製電動スルースゲート）

修正後

147	庄内川	神明上条用水取水樋管	熊野町	上条用水土地改良区	産業部長	電動スルースゲート
148	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水土地改良区	〃	手動巻上
149	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水土地改良区	〃	手動巻上
150	内津川	上条桜佐樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動スライドゲート
151	新木津用水	樋門	大手町	木津用水土地改良区	〃	鋼製電動スルースゲート
152	〃	高山制水門	朝宮町	〃	〃	中央電動式（鋼製電動スルースゲート）

備考

桜佐排水樋管撤去による修正

頁	行	修正前	修正後	備考
14	1	第６章　水防に関連する予報・警報 第１　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 １　気象及び洪水についての予報・警報 （１）大雨注意報　（春日井市の指数） （２）洪水注意報　（春日井市の指数） （３）大雨警報　（春日井市の指数） （４）洪水警報　（春日井市の指数）	第６章　水防に関連する予報・警報 第１　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 １　気象についての予報・警報 （１）レベル２大雨注意報　（春日井市の指数） （２）レベル３大雨警報　（春日井市の指数） （３）レベル４大雨危険警報　（春日井市の指数）	防災気象情報変更を踏まえた修正

（１）大雨注意報　（春日井市の指数）

	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
春日井市	１２	１００

（２）洪水注意報　（春日井市の指数）

	流域雨量指数基準	複合基準
春日井市	内津川流域 ＝ １３．２ 八田川流域 ＝ ９．９ 地蔵川流域 ＝ ７．８	内津川流域 ＝（６，１１．２） 八田川流域 ＝（６，９．２） 地蔵川流域 ＝（６，５．９） 庄内川流域 ＝（８，３０．２）

（３）大雨警報　（春日井市の指数）

	浸　水　害 表面雨量指数基準	土　砂　災　害 土壌雨量指数基準
春日井市	２２	１４８

（４）洪水警報　（春日井市の指数）

	流域雨量指数基準	複合基準
春日井市	内津川流域 ＝ １６．６ 八田川流域 ＝ １２．４ 地蔵川流域 ＝ ９．８	内津川流域 ＝（ ９，１６．５） 八田川流域 ＝（ ９，１１．１） 地蔵川流域 ＝（２１，６．６） 庄内川流域 ＝（ ９，４５．４）

（１）レベル２大雨注意報　（春日井市の指数）

	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数、流域雨量指数）
春日井市	12	内津川流域＝１３．２ 八田川流域＝９．９ 地蔵川流域＝７．８	内津川流域 ＝（６，１１．２） 八田川流域 ＝（６，９．２） 地蔵川流域 ＝（６，５．９） 庄内川流域 ＝（８，３０．２）

（２）レベル３大雨警報　（春日井市の指数）

	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数、流域雨量指数）
春日井市	22	内津川流域＝１６．６ 八田川流域＝１２．４ 地蔵川流域 ＝９．８	内津川流域 ＝（ ９，１６．５） 八田川流域 ＝（ ９，１１．１） 地蔵川流域 ＝（２１，６．６） 庄内川流域 ＝（ ９，４５．４）

（３）レベル４大雨危険警報　（春日井市の指数）

	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準
春日井市	36	内津川流域 ＝ １８．３ 八田川流域 ＝ １５．５ 地蔵川流域 ＝ １１．１

<table>
<tr><th>頁</th><th>行</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>14</td><td>27</td><td>第２　水防に関連する予報・警報の伝達
１　気象<u>、洪水</u>に関する警報等伝達系統図</td><td>第２　水防に関連する予報・警報の伝達
１　気象に関する警報等伝達系統図</td><td>防災気象情報変更を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td>17</td><td>1</td><td>第３　洪水予報に関する基準地点
１　国土交通大臣が指定した河川
<table><tr><th>河川</th><th>基準地点</th><th>所　在　地</th><th>水防団待機水位（指定水位）
m</th><th>氾濫注意水位（警戒水位）
m</th><th>避　難判断水位
m</th><th>氾濫危険水位
m</th></tr><tr><td>庄内川</td><td>志段味</td><td>名古屋市守山区中志段味（左岸32.7ｋ）</td><td>3.40</td><td>4.60</td><td>5.90</td><td>6.40</td></tr><tr><td>庄内川</td><td>枇杷島</td><td>清須市西枇杷島町小田井（右岸15.7ｋ）</td><td>4.60</td><td>5.60</td><td>8.50</td><td>8.90</td></tr></table></td><td>第３　洪水予報に関する基準地点
１　国土交通大臣が指定した河川
<table><tr><th>河川</th><th>基準地点</th><th>所　在　地</th><th>水防団待機水位（指定水位）
m</th><th>氾濫注意水位（警戒水位）
m</th><th>避　難判断水位
m</th><th>氾濫危険水位
m</th><th><u>氾濫発生水位</u>
<u>m</u></th></tr><tr><td>庄内川</td><td>志段味</td><td>名古屋市守山区中志段味（左岸32.7ｋ）</td><td>3.40</td><td>4.60</td><td>5.90</td><td>6.40</td><td><u>7.24</u></td></tr><tr><td>庄内川</td><td>枇杷島</td><td>清須市西枇杷島町小田井（右岸15.7ｋ）</td><td>4.60</td><td>5.60</td><td>8.50</td><td>8.90</td><td><u>10.41</u></td></tr></table></td><td>法改正を踏まえ新たに氾濫発生水位を設定したことによる追加</td></tr>
</table>

頁	行	修正前	修正後	備考
17	13	第４　洪水予報の**種類**と**基準** １　庄内川 **種類**：「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」 情報名：「氾濫発生情報」【警戒レベル５相当情報（洪水）】 発表基準：・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 情報名：「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報（洪水）】 発表基準：・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 情報名：「氾濫警戒情報」【警戒レベル３相当情報（洪水）】 発表基準：・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・**氾濫危険情報**を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） **種類**：「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」 情報名：「氾濫注意情報」【警戒レベル２相当情報（洪水）】 発表基準：・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき **種類**：「洪水注意報（警報解除）」 情報名：「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 発表基準：・**氾濫危険情報**又は**氾濫警戒情報**を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・**氾濫警戒情報**発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） **種類**：「洪水注意報解除」 情報名：「氾濫注意情報解除」 発表基準：・**氾濫発生情報**、**氾濫危険情報**、**氾濫警戒情報**又は**氾濫注意情報**を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 注１：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。 注２：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、**氾濫発生情報**、**氾濫危険情報**又は**氾濫警戒情報**の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている**大雨特別警報**の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。	第４　洪水予報の**情報名**と**発表**基準 １　庄内川 情報名：**レベル５氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報）** 発表基準：・氾濫が発生したとき **・氾濫発生水位に到達したとき** ・氾濫が継続しているとき **※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表** 情報名：**レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）** 発表基準：・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 情報名：**レベル３氾濫警報（警戒レベル３相当情報）** 発表基準：・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・**レベル４氾濫危険警報**を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 情報名：**レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）** 発表基準：・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 情報名：**レベル２氾濫注意報（警戒解除）** 発表基準：・**レベル４氾濫危険警報**又は**レベル３氾濫警報を**発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・**レベル３氾濫警報**発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 情報名：**レベル２氾濫注意報解除** 発表基準：・**レベル５氾濫発生情報**、**レベル４氾濫危険警報**、**レベル３氾濫警報**又は**レベル２氾濫注意報**を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 注１：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。 注２：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、**レベル５氾濫発生情報**、**レベル４氾濫危険警報**又は**レベル３氾濫警報**の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている**レベル５大雨特別警報**の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。	防災気象情報変更を踏まえた修正

頁	行	修正前	修正後	備考
23	8	3　非常配備時の巡視 （1）巡視責任者は、**大雨又は洪水の警報**があったときは、計画に基づいてあらかじめ選定する消防団員を各要所に配置して、区域内を巡視させ、異常の有無を確かめるとともに、水防本部に通報するものとする。水防本部においては速やかに関係各方面に連絡するものとする。 巡視において特に注意を要する事項は次のとおりとする。 河　川　①　堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下 ②　漏水、越水（堤防からの水のあふれ）、深掘れ（洗掘） ③　橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常 ④　（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合 ため池　①　取入口の閉塞状況 ②　流入水並びにその浮遊物の状態 ③　余水吐及び放水路付近の状態 ④　重ね池の場合のその上部のため池の状態 ⑤　（排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊） ⑥　流域の山崩れの状況	3　非常配備時の巡視 （1）巡視責任者は、**レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報又はレベル３氾濫警報**があったときは、計画に基づいて、あらかじめ選定する消防団員を各要所に配置して、区域内を巡視させ、異常の有無を確かめるとともに、水防本部に通報するものとする。水防本部においては速やかに関係各方面に連絡するものとする。 巡視において特に注意を要する事項は次のとおりとする。 河　川　①　堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下 ②　漏水、越水（堤防からの水のあふれ）、深掘れ（洗掘） ③　橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常 ④　（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合 ため池　①　取入口の閉塞状況 ②　流入水並びにその浮遊物の状態 ③　余水吐及び放水路付近の状態 ④　重ね池の場合のその上部のため池の状態 ⑤　（排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊） ⑥　流域の山崩れの状況	防災気象情報変更を踏まえた修正

頁	行	修正前	修正後	備考
26	1	第６　決壊等の通報並びに**決壊**後の処理	第６　**氾濫、**決壊等の通報並びに**その**後の処理	規定整備及び法改正に伴う修正
26	14	１　決壊等の**通知**（法第25条） （１）（略） （２）　速報 水防管理者及び消防長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は氾濫のおそれがあるときは、**直ちに尾張建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者及び春日井警察署、関係機関（尾張県民事務所、春日井保健所、尾張農林水産事務所等）へ通報しなければならない。**	１　決壊等の**通報**（法第25条） （１）（略） （２）　速報 水防管理者及び消防長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は氾濫のおそれがあるときは、**直ちに知事その他関係者（関係機関・団体）へ通報しなければならない。**	規定整備及び法改正に伴う修正

頁	行	修正前	修正後	備考
26	33	**2**　決壊後の処置（法第26条） 　水防管理者及び消防長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 ア　適切な水防工法の実施 イ　避難指示等 ウ　関係機関への通報 エ　自衛隊の派遣要請を知事に要請	**（3）**　決壊後の処置（法第26条） 　水防管理者及び消防長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 ア　適切な水防工法の実施 イ　避難指示等 ウ　関係機関への通報 エ　自衛隊の派遣要請を知事に要請	県水防計画との整合
27	1	**3**　決壊等による被害状況の報告 　水防管理者及び消防長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。 **（1）**　人的・住家被害 　水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。 **（2）**　公共土木施設被害 　水防管理者は、被害状況をとりまとめ、庄内川河川事務所、尾張建設事務所及び尾張農林水産事務所に対し報告する。	**（4）**　決壊等による被害状況の報告 　水防管理者及び消防長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。 **ア**　人的・住家被害 　水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。 **イ**　公共土木施設被害 　水防管理者は、被害状況をとりまとめ、庄内川河川事務所、尾張建設事務所及び尾張農林水産事務所に対し報告する。	